

本機構では、REACH 登録及び SIEF(物質情報交換フォーラム)対応等をはじめとする代理人業務を実施いたします。

- ・ 唯一代理人(OR) ; EU 域外の製造者によって指名され、登録をはじめとする EU 域内の輸入者の REACH に関する法的義務を負います。  
(本機構の業務提携先(テフズードジャパン株式会社 <http://www.tuv-sud.jp/>) を通じた唯一代理人業務を提供します。)
- ・ 第三者代理人(TPR) ; EU 域内の製造者又は輸入者等に代わって、SIEF 等でのやり取りを含めた REACH 登録に関わる作業を実施することができます。

### 第三者代理人と唯一代理人の比較

|         | 唯一代理人<br>(OR: Only Representative)  | 第三者代理人<br>(TPR: Third Party Representative)   |
|---------|---|---|
| 資格      | 欧州域内にある<br>自然人又は法人  | 専門知識があれば誰でも   |
| 指名者/任命者 | EU域外の製造者が指名   | EU域内の製造者又は輸入者又は<br>川下ユーザーが任命  |
| 役割      | <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 第8条: EU域内の輸入者の REACHに関する法的義務の遵守</li> </ul> | 以下の手続きの代行<br><ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 第11・19条: 登録データの提出</li> <li>➢ 第III 篇: データ共有及び不必要な試験の回避</li> <li>➢ 第53 条: 試験費用分担</li> </ul> |

お問合せ先: 安全性評価技術研究所 評価事業部  
お問合せは[こちら](#)からどうぞ